(6)　四国警察支局の高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整課に勤務する警部以上の階級にある警察官	［号を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（府県情報通信部等の位置及び内部組織に関する規則の一部改正）

第二条　府県情報通信部等の位置及び内部組織に関する規則（昭和二十九年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一条　府県情報通信部（県情報通信部を含む。次条において同じ。）、多摩通信支部及び方面情報通信部の位置は、当該管区警察局長、東京都警察情報通信部長又は北海道警察情報通信部長が定める。	**第一条**　府県情報通信部、多摩通信支部及び方面情報通信部の位置は、当該管区警察局長、東京都警察情報通信部長又は北海道警察情報通信部長が定める。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（科学警察研究所の各部の内部組織に関する規則の一部改正）

第三条　科学警察研究所の各部の内部組織に関する規則（昭和三十四年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（法科学第二部）	（法科学第二部）
第七条　法科学第二部に、次の五研究室を置く。	**第七条**　法科学第二部に、次の四研究室を置く。
物理研究室	物理研究室
火災研究室	火災研究室
爆発研究室	爆発研究室
機械研究室	機械研究室
知能工学研究室	
（知能工学研究室）	
第十三条　知能工学研究室においては、次に掲げる事務をつかさどる。	**第十三条**　削除
(1)　犯罪の捜査に関連する情報工学及び画像工学の研究及び実験に関すること。	
(2)　情報工学及び画像工学を応用する鑑定及び検査に関すること。	
備考　表中の［　］の記載及びその標記部分に二重傍線を付した規定の当該標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（警備実施要則の一部改正）

第四条　警備実施要則（昭和三十八年国家公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（通信の組織に関する措置）	（通信の組織に関する措置）
第四条　この規則において、警視庁には東京都警察情報通信部を、北海道警察本部には北海道警察情報通信部を、府県警察本部には府県情報通信部（県情報通信部を含む。）を、方面本部には方面情報通信部を、それぞれ含むものとする。	**第四条**　この規則において、警視庁には東京都警察情報通信部を、北海道警察本部には北海道警察情報通信部を、府県警察本部には府県情報通信部を、方面本部には方面情報通信部を、それぞれ含むものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	